

令和2年10月26日

第103回 神戸市個人情報保護審議会

ひとり親世帯への経済的支援事業の
実施について

(こども家庭局)

神こ家第 3882 号

令和2年10月19日

神戸市個人情報保護審議会

会長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

ひとり親世帯への経済的支援事業の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：こども家庭局家庭支援課

ひとり親世帯への経済的支援事業の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【ひとり親世帯臨時特別給付金支給実績情報】

行政区
福祉個人番号
住基個人番号
漢字氏名
カナ氏名
生年月日
郵便番号
住所
証書番号
申請区分
支給対象児童数
支給額

【児童扶養手当受給世帯情報】

○受給者に関する情報

証書番号
氏名（漢字・カナ）
通称名（漢字・カナ）
郵便番号
住所・方書

○振込口座情報

口座名義人
金融機関名
支店名
口座種別
口座番号

神行住第 1467 号

令和 2 年 10 月 26 日

神戸市個人情報保護審議会

会長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

ひとり親世帯への経済的支援事業の実施について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：行財政局住民課

ひとり親世帯への経済的支援事業の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】

住基個人番号

漢字氏名

漢字氏名カナ

A L氏名

A L氏名カナ

通称名

通称名カナ

郵便番号

住所・方書

ひとり親世帯への経済的支援事業の実施について

1. 趣旨・概要

ひとり親家庭に対する経済的支援として、全国の市町村で国庫負担により特別定額給付金、子育て世帯臨時特別給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金等を順次支給している。

コロナ禍により経済状況の改善が見られないなか、ひとり親家庭を応援する観点から、市独自にさらなる経済的支援を行う。

なお、この事業は現時点では予算化されておらず、今後市会で予算の議決を得た後に実施する予定である。

2. 事業概要

(1) 対象者

国の「ひとり親世帯臨時特別給付金」を本市から支給した者（約 12,500 人）に対し、給付金を支給する。

なお、国の「ひとり親世帯臨時特別給付金」の対象者は次のとおり。

I 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者^{※1※3}

II 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者^{※2}

令和2年6月分の児童扶養手当の受給資格の認定を受けている者^{※3}、および、同年月分の児童扶養手当の認定請求を行っていないが、ひとり親等世帯である者を含む。

III 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

令和2年6月分の児童扶養手当の受給資格の認定を受けている者^{※3}、および、同年月分の児童扶養手当の認定請求を行っていないが、ひとり親等世帯である者を含む。

※1 児童扶養手当は、受給資格者や扶養義務者等の所得額が制限限度額を超える場合、受給資格の認定を受けていても手当が受けられない。

※2 受給資格者や児童が受ける公的年金給付額により、受給資格の認定を受けていても手当が受けられない場合がある。

※3 令和2年7月以降でも、令和2年6月分の受給資格が遡及で認められることがある。

(2) 支給額

1世帯2万円、第2子以降1人につき1万円

(3) 申請手続き

申請手続きは必要ないが、本市から対象者に対して支給に関する案内文の送付を行い、対象者が受給辞退申出をする期間（1週間程度）を設け、申出がなかった対象者に対し、児童扶養手当で指定されている口座に振り込むことにより支給する。

3. 事務の流れ

- ①② 所管課にて、「ひとり親世帯臨時特別給付金」の支給実績データをもとに対象者情報を作成する。当該支給時以降に住所変更した者のために最新の住所情報を福祉情報システムから取得し、あわせて外字対応のために住民基本台帳情報を使用し、送付先宛名データを作成する。データは全庁ファイルサーバに格納する。
- ③ 送付先宛名データを CD にて印刷業者に提供する。
- ④⑤ 印刷業者にて、宛名を印字し、対象者に送付する。
- ⑥ 受託業者のコールセンター業務のため対象者情報を電子メールで共有する。
- ⑦ 福祉情報システム受託業者にて、辞退者を除いた対象者について、児童扶養手当の口座情報をもとに支払データを DVD に書き込み、金融機関へ提供する。
- ⑧ 福祉情報システム受託業者にて抽出した、遡及認定による追加支給対象者情報をもとに、児童扶養手当所管課で福祉情報システムを用いて宛名ラベルを作成し、受託業者に引き渡す。
- ⑨⑩ 受託業者から追加対象者に案内文を送付する。なお、給付金の辞退の申し出がある場合は、受託業者が受け付け、本課に辞退者の連絡を行う。
- ⑪ 福祉情報システム受託業者にて、辞退者を除いた対象者について、児童扶養手当の口座情報をもとに支払データを DVD に書き込み、金融機関へ提供する。
- ⑫ 受託業者より、対象者情報の利用情報報告を受ける。

4. 効果

「ひとり親世帯臨時特別給付金」の支給実績データ、住民基本台帳、児童扶養手当受給者データ等を利用することにより、支給対象者リストの作成、案内文の送付、支給、支給状況の管理等を正確かつ迅速に行うことができる。

5. 実施計画（予定）

令和2年11月中 対象者把握

12月4日 案内書送付

12月28日 支給

令和3年1～3月 当初の対象者把握時以降に「ひとり親世帯臨時特別給付金」が支給された者に対し、案内書送付および支給

6. 処理件数

対象者数 約 12,500 人

7. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

ア PC統合管理システムの端末機を利用し、職員証及びパスワードによる個人認証を行うとともに、操作の状況を記録する。

イ コンピューターウイルス対策ソフトウェアが導入されたPC統合管理システムの端

末機を利用することにより、常に最新のウイルス定義に更新し、コンピューターウイルス等に感染することを防止する。

(2) 運用上の保護

- ア. データの提供は、電子記録媒体（USB メモリ）にパスワードを設定した上で、直接手渡しする。課をまたぐ場合は、提供課において受払簿により経緯を記録して適切に管理する。
- イ. ア.のデータの提供後は、直ちに受領側において全庁ファイルサーバにパスワードを設定して保存・管理し、閲覧できる職員を限定する。また、電子記録媒体からは直ちにデータを消去する。
- ウ. 帳票を紙で保存する場合は、施錠可能なキャビネット等に保管し、保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など确实かつ速やかに廃棄する。
- エ. 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。
- オ. 委託先に対してデータを提供する際は、情報管理者の許可を得たうえで、パスワードによる情報漏えい対策を施したうえで電子メールにより提供する。
- カ. 委託先に提供したデータは、事業終了後、電子記録媒体を返却させるとともに、速やかにデータシュレッダー処理などの方法で、記録されたデータの内容を復元できない状態にして廃棄することを義務付ける。

(3) 外部委託にかかる個人情報の保護

本事業において、案内文作成、印刷、宛名ラベル貼付、市民からの問合せ等について外部委託するに際し、個人情報の保護並びに情報セキュリティポリシー等の遵守を定めた委託契約約款に基づき、パスワードによる管理やデータ漏洩防止措置を施すなど、厳格に管理させる。

■ひとり親世帯への経済的支援事業

